

農家兼業の概念

加 用 信 文

は し が き

農家兼業の問題は、近年大きな社会的関心の的とされ、農業経済の研究分野でも一つの流行的課題の観を呈し、すでに夥しい論文・調査報告類が発表せられている。この現象は、単にわが国だけでなくいわば国際的な現象のごとくであり、かの繁栄をほこるアメリカ農業においてすら内部の深刻な課題とされているのである。それは、いうまでもなく、農業の資本主義的発展の過程における農民の階層分化・社会的分解に随伴して生じた現象であるが、前資本主義的なわが小農経済においては、ほんらいそれが零細農耕制下のいわゆる潜在的失業―低就業―低所得と結合しつつ、たえず再生産され、さらに貨幣経済の浸蝕による自然経済の破壊の進捗と市場経済の変動、とりわけ資本主義の農村労働力吸収の緩急等により、それが他働的に歪められ・拡大され・深刻化されたものとして現象するのである。

わが国では、旧幕時代すでに農家の兼業化がかなり広汎な現象であつたことは、元祿の一農書（地方の開書、一名才蔵記）の中の次の記述によつても窺われる。（『近世地方経済史料』第二卷四一八頁）

作人も作徳の外に作の間々に日雇稼ぎにても商心にても有ら之、年中に五拾目、三拾目づつにてももふけ候ものは渡世よし、作計にては中分より下のは危し

総て下々の事、一日に五分三分にても作の外かせぎ有し之所はすきわひ心安く、いかによき所にても稼ぎ無し之所は住居成がたし

ところで、農家兼業の生成過程或は実態分析等を行うまえに、農家兼業の概念——つまり何をもつて兼業となし、いかなる農家を目して兼業農家となすか——が明確にされねばならない。とりわけ、この農家の兼業の問題について多少とも統計的觀察が加わるかぎり、一層然りである。作物・土地等に関する一般の生産統計（ないしは生産手段の統計）は、対象自体が一応自然科学的な範疇に属する物理量として把握できるが、農家統計とくにこの兼業に関する統計のごときは、対象が社会科学的な範疇に属し、その概念規定のしかたの如何により統計的把握にいちじるしく相違をきたす。最もしばしば利用されるわが国の農林統計の専兼業農家の統計も、その背後の兼業の概念規定によつて意識的につくられたものといえるが、それは卒直にいつて、きわめてあいまいであり、統計的規定としても少なからぬ欠陥をもつてゐることを認めざるをえない。しかもその規定はいくたびか変転・動揺をかさね、厳密にはほとんど時系列的比較にも堪えないといつてよい。にもかかわらず、従来この統計が無批判的に利用されてゐるのみか、しばしば僅かの兼業農家の増減や比重の変化等までも、強調的にとりあげられている。『統計絶対化』の悪弊、甚だしきものといふべきであらう。

そこで、本稿では農家の兼業の概念を、主として統計的規定の上から検討してみたい。これは、さきに発表した「農業センサスにおける農家の定義」（『農業総合研究』九の二）の統編に当り、また次に予定してゐる農家の階層区分の問題と並んで農家の分類・範疇区分の一部を構成するものである。

農家兼業の概念は、単純な概念規定では蔽いえないものがあり、現実には兼業を規定する各種の要因が総合されたと考えられる。そこで、その概念内容を構成する各種要因を分解的に検討する方法をとる。その第一着手として、比較的周辺のな問題からはいつてゆくことにしよう。

(一) 兼業と副業

まず兼業という言葉自体についていえば、それは字義的にも、またわが国の法定の統計的規定の上からも、いわゆる副業とは異なるものとされている。すなわち、兼業は専業に対応する概念であり、副業は本業（または主業）に対応する概念であるとされる。その領域において、——細目的な点はあとで触れるとして——兼業は副業よりも広く、本業の一部（専業を除いた部分）をも含むと解されている。

この関係において、どの領域を問題とするかということであるが、わが国では農業面においては、通常他産業を主とする副業的なものをも含む全農家（または全農場）を自己の領域として、その内部について専業・兼業の区分がなされるが、農業以外の他産業では、兼業形態はもろん存在し、それが重要な経済的な意義をもつものであつても、通常兼業として検出されるのでなく、本業・副業の区分によつて、しかもそのうちの副業面を捨象して本業的なもののみをそれぞれ自己の産業的領域として把握する。いな、ほんらい全産業に共通するいわゆる産業分類的な業種の決定

は、この本業的なものの把握を原則としているのである。また同じ農業面においても、欧米では副業的なものをも自己の領域に含めることにはわが国の場合とかわりはないが、その内部区分としては、ほとんど専業・兼業的区分は問題とされず、主として本業・副業的区分をとり、したがって兼業としてでなく副業としての農場の検出・把握に力点がおかれているのである。アメリカにおけるいわゆる part-time farms の問題がこれである。

〔註〕 ここでいう副業の概念は、本文で述べたごとく、本業に対応する概念であり、わが国の農林統計という副業農家とは他の業を主とし農業に従とする農家、つまり副業的農家の意に任かならない。しかし、従来副業及び副業農家については、しばしば、次のごとき規定ないし用法が行われている。

(1) 農家の「副業」という場合、必ずしもその主副を問題とせず、農家が農業収入を補う目的で営む農業以外の業務を指す場合が多い。たとえば、最近の一九五五年農業センサス（臨時農業基本調査）の調査票の中で用いられている副業とは、この用法によるものである。

(2) 同じく農家の副業という場合の副業の範囲には、必ずしも(1)のごとく農業外の業に限定されず、自家の農業内部に養蚕、養畜、農産加工、飼芸作物・工芸作物・椎茸等の栽培等の主として現金補充的なもの導入を指称する用法も行われるが——たとえば農家の副業奨励というごとく——これは、旧来の製作偏重的農業本位の見方からの用法の遺物といえる。

「副業農家」とは、しばしば(1)または(2)の意味での「副業をもつ農家」と解されている。これに關し、四宮恭二教授は、積極的に本業農家・副業農家をそれぞれ「本業をもつ農家」・「副業をもつ農家」と解すべしとし、「そう解すれば、専業・兼業との混雜も避けられ、前に言つた如く、専業の農家にも副業をもつものがあり、兼業農家にも副業をもたないものがありえて、少しも不合理でなく、むしろその可能性がはなだ多い理由も理解されると思う。」（『日本農業の社会学——兼業農家の実証的分解——昭和二八年 四〇頁）と述べておられるが、その真意が理解しかねる。

(3) 社会学の方面で世帯の本業・副業の意味について、「世帯主の経営内にあつて平常規則的にその経営に一人前に参与している場合はその当人の本業とすべく、それが単に補助的・臨時的である場合は副業とすべきである」（鈴木栄太郎・喜多野清一『農村社会調査』昭和二十七年 五六頁）という見解がある。これによると「妻が家政上の勤勞（これは職業とみなないのが普通で

ある) 以外に農業の手伝をする場合)や「長女が農業に未だ充分な努力を提供し得ないで単に手伝をしていれば」、そのいずれも副業ということになる。これは、職業分類上の主副とは離れた「副業」の解釈といふべきであらう。

なお、アメリカの農業センサスの一範疇としての part-time farm は、ここでいう農業に従とする副業的経営の意味であるが、part-time そのものは字義的には、必ずしも「副業的」に限定されず、むしろ「兼業的」の意のようである。イギリスの統計では、後述のごとく part-time を広義の「兼業的」の意に用い、「副業的」の意味には spare-time なる用語を用いている。

このように問題のとりあげ方により、その領域が異つてくるのであつて、そのためが国農業の伝統的な専兼業区分は、一般の産業分類の区分——同時に職業分類の区分にも共通する——や欧米農業での副業的農場の検出とは、当然その区分の基準や意義が異らざるをえない。もつとも、近年には本業・副業的区分(いわゆる第一種・第二種兼業の区分)が加えられてきたが、依然として専業・兼業の区分に第一次のウエイトがおかれ、いわゆる兼業農家が問題とされているのである。

〔註〕 わが国の農業統計で、兼業が副業とはつきり区別されて調査されたのは、昭和一六年以降であり、それ以前の統計では、兼業がかなり「副業的」の意味で調査されていたとみられる。すなわち、わが国で農家の専兼業別区分が試みられたのは、すでに明治前期の『興業意見』(明治一四—一六年)、『第一次農商務統計』(明治一六年)及び『農事調査』(明治二二年)等においてであるが、その後全国統計としては中断し——その間府県統計において、じこるところ専兼業別区分が行われた——明治二六年から農会委託の『農事統計調査』において、農家の自小作別区分と並んで専兼業別区分がとられ、爾來昭和一五年まで累年の専兼業別統計が作成されていたこと、周知のごとくである。

この期間の専兼業区分には、ならん明確な統計の規定も与えられていなかつたばかりでなく、必ずしも本業・副業別の区分との差が意識されなく、多分にその地方の通念によつて調査が行われていたとみられる。たとへば、前述の明治年間の府県統計に現われた区分をみても、専業・兼業別区分をとりながら、それを「其業を主とするもの、其業を副とするもの」として本業・副業の意に用いている県(茨城三七—四二年)があるし、はつきり本業・副業別の名称に代えている県(滋賀三九—四一年、鳥根三七—四二年)がある。また本業・兼業別(大阪三〇年、高知三〇—四二年)、専業・兼業別(岩手二七—三〇年)等の区分

となつてゐるものもあり、専業区分と本副業区分が多分に混同されてゐたことを物語る。(内閣統計局『維新以後帝國統計材料彙纂第二現住人口靜願に關する統計材料』大正二年参照) また本業・副業の区分についても、たとえば明治四三年の關西府県農會聯合協議會記事に、「各府県に於て農業の本業と副業を如何に解釈せらるや」の提出議案に対し「強て決議を求むべきものに非ざれば適宜解釈すべき事を協定す」とある。(中央農業會報「一二一號参照」)

なお、注目すべきは、當時農事調査の担当主体であつた帝國農會の大正一三年の第一五回總會及び翌年の第一六回總會において、「農業統計の改善に關する建議」が提出され、その中に農事調査の調査農家を「農業を営む戸數」とし、それを「農業を本業に営む戸數」と「農業を副業に営む戸數」の区分に改正するよう要望している。(系統農會史編纂會『大臣告辭・諮問・答申及び建議集』八二頁参照)

専業・兼業の領域が、はつきり本業・副業と異なる領域区分として第一線にまで意識されて調査されるに至つたのは、兼業を「農業を主とするもの」(第一種兼業)と「農業を従とするもの」(第二種兼業)との区分が設けられて以來のことと考えられる。それは、本格的には、昭和一五年の農林統計の劃期的改正により農事調査に代るセンサス形式の農業基本調査(夏期調査)からであるが、その前駆的なセンサスというべき全國農家一齊調査(昭和一三年)において、はじめてこの第一種・第二種の兼業区分が試みられたのである。

そこで、昭和一三年の一齊調査と同年の農事統計との結果を比較してみると、農家総戸數はほぼ同様の約五五〇萬戸であるが、そのうちの兼業農家數は、農事統計の一八〇萬戸に対し一齊調査では實に三〇〇萬戸(第一種一七〇萬戸、第二種一三〇萬戸)となつて現われている。これから推しても、旧來の農事統計の兼業農家は多分に第二種兼業的のもので、第一種兼業はかなり専業農家とされてゐたことを裏書きしている。このような断層は、農事統計の最終年の昭和一五年と新しい規定によつて調査された一六年の兼業農家數の上にも示されており、これを境にわが國農家の兼業は著しく拡大されて現われることになつた。これについては、後で詳しく検討したい。

(二) 農業の領域——農業と兼業との境界

ここで問題とする兼業は、「一応「農業以外の業」とみることができるとは、それが兼業であるかどうかは、相對的に

農業の領域によつて規定される。つまり農業の領域が広義的に拡大されればされるほど兼業の領域は縮小する。したがつて、この点について兼業そのものの概念規定以前に明確にされねばならない。それには、次の三つの段階に分けて考察することができよう。

(I) 農業の産業分類の領域——まず農業のいわば産業分類的な領域については、一段的について、旧幕時代及び明治初期のいわゆる農工商の区分等に見られるような「農」をもつて林業・漁業等をも含む原始産業の総称的領域から次第に農業的なものに純化されてきた過程、さらに従来 of いわゆる産業分類と職業分類との混淆が漸く両者の領域を明確化してきた過程と関連する。

[註] この点を立入つて論ずることは、本稿の範囲外に属する。ただ、国内の総人口及び総有業者の一部としての農業人口・農業有業者は、国勢調査(人口センサス)において把握されるが、その把握の方法は本格的にかかる思想の発展に直結している。すなわち、第一回(大正九年)及び第二回(昭和五年)の国勢調査までの職業分類は産業分類と多分に混淆しており、第三回(昭和五年)より大分改正されたが、明確に両者が分離し、とりわけ産業分類の考え方が確立したのは、一九五〇年人口センサスを契機として設定された「日本産業標準分類」である。(職業分類の方は、いまだ暫定的で、最終的なものとして確立されてい
ない。)

この産業分類にもつて企業体の産業活動の実態を調査しようとするのが、昭和二六年に実施(その後二九年に実施)されたいわゆる「事業所統計調査」(establishment census)であるが、これには農林漁業は除外されて、独自のセンサスに委ねられている。したがつて、近年の農業センサスには、農業における事業所調査としての補充的な任務をも帯びていることになる。

ここで注意しておきたいことは、戦前の昭和一五年の国勢調査までは産業としての農業の領域に林業も含まれていたが、昭和二五年(一九五〇年センサス)には林業は除外され、その代りに新たに農業サービス業が加えられている点である。なお、産業分類では原則としては現金収入を伴う営利的な産業活動を対象として、自給的なものを含まないが、農業に關してのみ特例的に自給的な非商品生産をも含めることとし、最近の「日本標準産業分類」でも、とくに農業だけに、商品生産農業と非商品生産農業との区分(中分類)を設けている。

ところで、農林統計における農業の領域は、従来国勢調査等に用いられた農業の領域とは一応無関係に設定されていたのである。農林統計で農業の領域が問題となるのは、一つは外面的な調査対象となる「農業を営む」ものとしての農家の範囲設定の場合と、いま一つはこの農家の内面的な専兼業区分の場合とである。まず前者の外面的な調査対象としての農家の「農業を営む」範囲は、明治初年以來林業だけのものは除かれて、耕種・養蚕・養畜の三者に限定されていたとみられるが、実際の調査では、農事統計当時は耕種を伴わない純粋の養蚕または養畜は除き、耕種農家のみが調査されてきたのである。また後者の内面的区分としての農家の専兼業区分においては、もちろん養蚕・養畜は農業の領域に含めてきたが、林業との境界が多分に曖昧であつたことは、後に述べるごとくである。

一九五〇年センサスを契機とする前註の「日本標準産業分類」の確定に伴い、農業統計でも原則として、この考え方に立つことになつてゐるが、実際の農業センサスでは、その外面的な調査領域としてはもちろん内面的な専兼業区分の領域としても、産業分類の農業の領域よりやや——主として農業サービス業だけ——狭いものとなつてゐる。

(II) 専兼業区分における農業の擴張的領域——農業の産業分類的な領域がそのまま内面的な専兼業区分に適用されるとすれば、農家の営む農産加工等は兼業(工業)となるわけであるが、この場合の農業と兼業との領域区分は、従来から農業については特例的に擴張的な解釈と取扱ひが行われていることである。

まず一般にいわれることは、農業のみは自給的な生産をも独立した「業」として認められるに對し、農業以外は自給的なものは「業」として認められないから、多くの農家の行方もつばら自家用のための味噌・醤油等の生産、自家用薪炭の製造等は当然兼業とみなさないが、たとえそれが現金収入を伴う場合でも、農家の内面的な専兼業の区分に限つて、それがある程度まで農業に附随したもまたは農業生産の延長とみなす考え方がとられてきたのである。け

だし、農業経営には、完全な農工分離以前の産業的未分化な色彩が貨幣経済下にもつきまといつてゐる事実を、ある程度は認しようとする措置にほかならない。

〔註〕 農家の専業区分における農業の領域についての拡張的解釈の確定したのは、長沢柳作氏によると次のごとくである。

「農業者が純然たる工業、水産業、林業に属せざる農業的製造加工、養魚、林業を副業として営む場合は之を専業農家と看做して取扱ふものとせり。従来右の意義範圍明瞭ならざりし為或る府県においては農業を本業とする限り如何なる他の生産を営むも之を専業農家とし、或る府県に於ては単に耕種農業のみを営むものを専業農家とし其の取扱区々に互り今日迄十数年間之が解決をなさずして今日に及べるも、最近漸く以上の如く其の取扱を一定せるなり。」（『産業統計の理論及実際』昭和二年八一頁）

このような拡張的な解釈は、最近の一般の産業分類においても、農業に關してのみ認められてゐるのである。

そこで、産業分類的な領域と異つた特例的な「農業的」領域をどこまで認めるかによつて、兼業の領域が異つてくるのである。わが国の農林統計において、従来この農業的領域の解釈に幾多の変遷を示し、そのため兼業領域が多分に動搖的であつたことが注意されねばならない。

その主たる問題点は、(1)農業的、加工と工業との境界、及び、(2)農業的、林業と林業との境界であつたといえる。前者については、それが販売用の加工であつても、その材料が自家の農産物であるか否かが主たる判定の基準とされているが、自給材料と購入材料を併用する場合等の規定は明確でなかつたし、また後者については、もつぱら自家の林産物を主材料とするものであつても、自給用以外をどこまで農業的領域とみるかの規定があまり明確でなかつたのである。さらに、このような兼営的な形態でなくとも、山村等においては農家が純粹的林業経営や林業労働に従事することと自体が、一般通念として兼業と自覚されない場合が多く、これを實際の調査に際しどれだけ分離的に把握できるかどうかが問題となる。また農家が單なる農業用林とみられない山林をいけば財産的に所有してゐる場合に、それを直

ちに林業兼業とみてよいかどうかは、最近まで確定的な規定が下されていなかったのである。

(1) 農業的工業（農産加工等）と工業との境界

明治初期の農家統計及び農事統計の当時は、一般に農業的領域の規定も基準も示されていなかったから、農業と合体された林業や農産加工等の自然経済的な農家経済の業務全部が農業的領域に含められていたとみられるが、全国農家一斉調査を前駆とする農業センサスの登場以来、農家の自己生産物を主材料とする農産加工は農業的領域とし、他から材料を購入して行う加工のみを農業外の工業を兼ねるものとの解釈にほぼ統一された。

最近の「日本標準産業分類」の設定に際しても、とくに工業（製造業）と農業との関連について特例の規定を設け「農業における生産過程について、生産物が農地において育成されるか、農業生産物の加工がほとんど雇傭労働者を使用しない小規模なものである場合は、これを製造と見なさない」としている。またこの産業分類に基いて農林漁業を除く各産業について実施することになつたいわゆる「事業所統計調査」では、さらに明確に農業との限界を定めて「農家または漁家が自家で栽培または取得した原材料により常用者一人以上を使用して自営工場で製造加工する場合」に、はじめて他の業を兼ねるとみなしている。この規定からは、農家が自家農産物を材料として加工する場合でも、一人以上常用の雇傭労働者を使用して行う場合は、製造業とみなされる点が農業統計上の規定と異なるが、実際にはかかる事例はきわめて例外的ではないから、いづれにしても調査結果にはほとんど影響ないとみてよい。

(2) 農業的林業と林業との境界

農事統計当時は「純然たる林業」を除くとの規定（長畑健二『農業読本』一三二頁）だけで、どこからが純然たる林業であるかについてはなら明らかになされていなかったが、前掲のセンサスとして行われた全国農家一斉調査では、農家が「僅かな自己の林野から柴草を採取して、畑に鋤込むとか薪を採取して自家の燃料に供する」程度は農業的林業に属するものとした。ついで昭和十五年の農業センサスの基本的原則を定めた農業基本調査要綱においても、「自家用柴草、薪炭を得る目的として

山林を有することあるも之を以て農業以外の業に従事するものとせず」と規定している。しかし、問題は単に所有規模の限界ではない。

なおこれと同時に、次に述べる農家の兼業の種類が設けられることになり、その中に林業関係の種類も規定されているが、その規定にも、自家用の薪炭林以上の森林の所有やまた薪炭林の伐採による薪炭の売却等をどこまで農業的領域とするかは明らかになされていない。戦後の激次のセンサスでも、また調期的な一九五〇年センサスでも、この点ほとんど改正の跡がみられなかつたが、最近の一九五五年センサス（臨時農業基本調査）において、はじめて一応明確な規定がなされたといつてよい。すなわち、兼業としての林業に（イ）販売用の製炭・製薪、（ロ）林野副産物の採取または狩獵及び（ハ）伐木などの森林業の三種を掲げ、前二者については年間一万円以上の収入あるものとの限界を定め、最後の（ハ）については「ただ山をもっているだけでは兼業としないで造林して定期的な伐木するもの」と規定している。

（Ⅲ）兼業の領域——専兼業区分における農業の領域を確定することは、消極的に兼業の領域をきめることになるが、さらに兼業の領域を積極的に設定することによつて、いつそ両者の領域は明確となる。

わが国では、前記の全国農家一斉調査を前駆とするセンサス形式の導入に伴う専兼業区分の改正に際して、新たに兼業農家を兼業の種類別に分類するために、兼業の種類が設けられることになつたのである。（欧米の農業センサスでも、このような例をみない。）しかし、これは農業の産業的ないし職業的——主として賃労働としての——な領域をより明確にするものであつても、（Ⅱ）に述べた専兼業区分における農業の拡張的領域を必ずしも明確にするものではなかつた。

ただ、ここで注意したいことは、調査技術的によつて、たとえ農業の領域自体の解釈は不変でも、兼業の種類を細目的に設定し、且つこれの一つ一つの有無を調らべることによつて、単に漠然と兼業の有無をきくよりも、實質的に

は兼業の領域を拡大する結果となることである。

〔註〕兼業の種類が設けられたのは、(A)全国農家一斉調査(昭和一三・八・一)のときがはじめてで、次で(B)昭和一五年の改正による農業基本調査要綱に規定された兼業の種類が一六年以来の夏期調査のみでなく戦後の臨時農業センサス(昭和二二・八一)にも継続された。一九五〇年世界農業センサス(昭和二五・二・一)では、その基本調査の方は兼業の種類は問わないが、(C)抽出調査(二〇分の一抽出)の方に、新たな兼業の種類が設けられたのである。それが二六年以来の毎年の農業動向調査(標本調査)にも踏襲され、(D)最近の一九五五年の臨時農業基本調査(部落抽出調査)でも種類は大体同じであるが、その内容の規定にはかなりの相違がみられる。

(1)兼業の種類、設けかたの相違——この最初の(A)の兼業種類はきわめて簡単なもので、主として自営兼業の産業分類の区分であるが、(B)ではその区分をより詳細にし、また賃労働兼業にもその雇用先の産業分類の区分をなしている。ところで、(C)の区分からは、産業分類の区分のまゝに、雇用についての従来の賃労働と職員勤務との漠然たる区別でなくて、具体的な各種の雇用種類を掲げる方法をとっている。したがって、従来兼業として意識されなかつた雇用種類までが積極的に洩れなく包含されることになるが、ただ内職・賃仕事等までも加えたことは、兼業の領域をそこまで拡充してよいかどうか問題がある。(その限度については後述する。)

(2)その調査のしかたの相違——(A)及び(B)の場合、すなわち世界農業センサス以前までは、もつぱら農家の判断によつて世帯全体としての兼業の有無を問い、兼業があると答えたものについてその兼業の種類を聴くやり方をとり、世界農業センサスでも、基本調査の方では、単に世帯単位に兼業の有無を問うだけであるが、(C)と(D)の抽出調査では、世帯員毎にまず兼業種類一つ一つに従事の有無を聴き、その結果から農家としての兼業の有無を判定する建前をとっている。この調べ方の相違が、兼業農家数に著しく影響することに注意されねばならない。たとえば一九五〇年世界農業センサスにおける基本調査と抽出調査では、前者の兼業割合五〇％であるに対し、後者では五四・八％と約一割近く増加している。

以上の予備的な考察を経て、兼業の核心的問題に入ることになつたが、兼業の概念を明らかにするためには、兼業を何を主体として考えるかという問題と関連してとりあげるのが有用であると思う。それには、次の三つの主体的条件によつて区別することができる。すなわち――

A、農業の生産単位（または企業単位）としての農業経営体を主体として、それが農業以外の業を兼ねる場合――経営単位の兼業

B、農業経営の経営主（個人業主）を主体として、経営主が農業以外の業を兼ねる場合――経営主単位の兼業

C、農家世帯を主体として、世帯員のうち農業以外の業に従事する場合――世帯単位の兼業

以下その各々の兼業概念を検討してゆこう。

(一) 経営単位の兼業概念

経営体単位の兼業は、農業経営が同一経営体として他の「業」を兼営する場合であつて、その「業」は当然他の産業を意味し、したがつてこの場合の兼業はいわゆる産業分類的な兼業概念に該当するといえる。

この産業分類における産業決定の原則は、経営体――いわゆる事業所 (establishment)――を、主としてその生産物の種類によつて分類しようとするものであるが、経営体が数種の産業を未分離に――貸金台帳と財産目録を別にしないで――兼営している場合は、その主たる生産物による業種すなわち主要業務 (main business) によつて一義的に決定する建前であり、副業的な業務は業種としては捨象されて、兼業形態としては把握されない。

ところで、農業面の調査（農業センサス）では、このような産業分類的な意味での本業的な農業経営体のみに限ら

れないのみか、これまで経営単位に他産業との兼営的形態として把握されることなく、産業分類の適用はもつばら農業内部に限定して、その生産物の種類による産業分類的分類（産業中分類または小分類）が、わが国のみならずアメリカ等でも農家——または農場（farm）——分類の一つとして採用されているのである。

〔註〕 (1) いわゆる産業分類的思想は、資本主義の発展に伴う国民経済の産業構造を把握する要請から生じたものであり、そのため全産業的調査がいわゆる事業所調査であるが、前述のごとく、農林漁業は除外されて独自のセンサスに委されている。この意味で農業センサスは、事業所調査の補完的調査の任務を帯びるが、これまでのわが国の農業センサスでは、後述するように、産業分類的原則による本業的なものは抽出されない上、その考え方も統一されていまいから、全く補完的な意義を失っている。アメリカの農業センサスでも、このような補完的意義はないことが指摘されている。

(2) 農業内部の産業分類的分類は、わが国では(1)昭和十五年の改正の際設けられた「現金収入の多寡より見た分類」を嚆矢とし、(1)戦後の臨時農業センサスの「農業収入の種類による分類」——前者の作物別分類をかなり整理統合し、新たに自給農業を加えたもの——を経て、(1)一九五〇年農業センサスの「農業の産業分類」（標準産業分類による分類）となり、さらに、(1)昭和三〇年の臨時農業基本調査ではこれに若干改正がなされている。この分類のしかたにも、いろいろ問題があるが、ここでは立入つてふれない。

なお、アメリカでも、一九三〇年センサスから現われた「農場の型」(farms by type)の分類が、大体この産業分類的考え方立つており、——その分類の基礎・基準はセンサス毎に変化しているが——この型によつて新しい農業地域 (type-of-farming areas) 区分がされている。(拙稿「アメリカにおける農業地帯」——『農業技術』六の四参照)

(二) 経営主単位の兼業概念

経営主単位の兼業概念は、欧米の農業センサス等で広く採用されている概念であつて、あとで述べるわが国の世帯単位の兼業とは著しく異なる。ここでは、まず前述の経営単位の兼業との異同から検討してゆこう。

経営主を経営体の人格化されたものとしての資格においては、それが農業と他産業とを兼業することは、全く経営単位の兼業（兼営）と概念内容を同じくするものであるが、かかる拘束を離れて経営主個人としてのいわゆる自営兼業には、自己の農業経営体とは異なる別個の経営体の兼業をも含むものであり、さらに経営主個人の労働力として自己の経営外への雇用兼業——いわゆる職員・賃労働者等としての雇用（正確には被傭）——をも含むものとなる。

総じて、個人単位の兼業は、本来職業としての兼業であり、それはいわゆる職業分類的な兼業概念であるといえる。すなわち産業分類的には同一範疇の農業に属しても、自家の農業経営と別個の経営体としての農業（たとえば農業サービスマン等）を兼営したり、また自己の農業経営外への農業臨時雇等としての雇用等も、職業分類的には個人業主（作業者）または家族従業者の資格（職業）とは全く別個の職業範疇として把握されることになる。もつとも、個人の従事する仕事（職業）をその所属する事業所の産業活動の種類により産業的に分類することによつて、職業と産業とを結合して観察することは可能であり且つ有用でもある。

〔註〕 職業分類は、明治初年の戸口表をはじめ、大正九年以来の国勢調査等で行われており、多分に産業分類的色彩が強かつたが、産業分類から分離した純粹の職業分類となつたのは、一九五〇年人口センサス（昭和二五年国勢調査）の際であつたこと前述の通りである。その分類の基準は、「使用する材料、作業の過程、使用する道具又は機械、仕事の条件（屋内・屋外・地下・安全度・衛生状態・雇傭条件等）、精神的条件（教育・専門的知識・創意・賦性・責任等）、身体的条件（体力・視力・敏捷性等）、経験、訓練又は熟練等の仕事の各要素その他個人又は対社会的機能等の類似しているものを同一分類に集括」（統計委員会職業分類専門部会編纂「昭和二五年国勢調査用職業分類」一九五〇年）する建前をとつているが、農業に関しては農夫（大分類）の下に、農耕・蚕糸・畜産毎にそれぞれ作業者・賃金労働者及び家族従業者の三種に分類（小分類）されている。

この個人単位の職業分類の考え方は、周知のように人口センサス（国勢調査）等に広く採用されるところであるが、この場合も、産業分類の場合と同様、副業的な面は捨象されて本業的な面のみを把握する建前がとられ、兼業形態と

しては把握されない。これに対し、農業センサス等では、その調査対象に主副の別なく、農業経営全体に亘るものであるから、職業分類において本業者でない者までも含まれてくる。この場合、経営主単位の立場に立つアメリカの農業センサスのやり方では、前述のように、経営主を専業・兼業に区分するのではなく、主として本業・副業の区分がとられており、しかも、その区分は職業分類的に本業的なものの抽出に重点があるよりも、むしろ副業的なもの、すなわち part-time farmer の分離に重点がおかれているのである。

元来この経営主単位の兼業概念は——このことは次の世帯単位の兼業概念にも共通していえることであるが——人口センサス等で採られるような個人の職業分類そのものが目的でなく、農業経営体——センサスの調査対象としての農場——の性格を判定するための手段にほかならない。とすれば、個人の職業分類の色分けをそのまま機械的に農業経営体の性格づけとすることには問題がある。この場合、経営主が単に何らかの兼業を有するかどうかよりも、経営主が片手間的にしか自家農業に従事しない経営をもつて本来的な「農場らしい農場」から区別しようとするのが、アメリカの part-time farm の概念である。しかして、その判定は、職業分類的な本業決定の基準によるのではなく、経営主の自家農業からの離脱度に重点がおかれるのである。この離脱度を測るものとして、後述するように、経営主の自家の農業経営外の労働 (work off the farm) がとられている。

このように、経営主の自家農業からの離脱度が重要な経営の性格を示すメルクマールとされるのは、経営主の労働が本来その経営の基幹的労働を形成するとき家族的な経営において意味があるのであつて、経営主の労働が半ば自家農業から離脱しても、資本及び労働において充分な条件を備えている家族経営、或は経営主がもつぱら資本家的企業主の性格をもち、自らは同時に他の産業ブルジョアジーを兼ねているような経営——その極端なのは欧米のプラン

テーション経営、管理人農場のごときもの——では、その経営そのものは一般の水準よりも遙に高度な優越したものでありうるから、その経営を part-time farm という範疇に押しこめることにどれだけの意義をもちうるか。つまり、兼業又は副業なる概念を、単に経営主 (operator) 単位にだけに観察して、経営 (operation) そのもののもつ経済的性格とくに経営規模 (operation scale) 等とは無関係なものとしてとりあけるか、それともそれらを考慮したいわば経営の経済的な階層区分との関連において把握するか——そのいずれがより、有意義かの問題に逢着する。

近年のアメリカにおける part-time farm の概念規定には、この後者の見解が強く擡頭し来り、一九四五年農業センサス以来かかる見地の part-time farms が統計的に抽出されることになつた。すなわち、それは一定の経済階層 (農場生産物価値二、〇〇〇ドル) 以下の規模で、経営主の自家農業からの労働離脱度が一定限度 (年間の農場外労働一〇〇日) 以上上る農場の意であり、それはつまりアメリカ農業における正常な生産力の担い手とみなしえないものとして、本来的な農場——一九四五年センサスにおけるいわゆる「農場単位」 (farming units) 一九五〇年センサスでは「商業的農場」 (commercial farms)——の範疇から峻別されたのである。

〔註〕アメリカにおける農場区分

アメリカの農業センサスの上に part-time farm (または part-time units) なる範疇が設けられたのは、一九四五年センサス以来であり、それは農場の新しい経済階層区分の一環としてであつて、一九五〇年にその区分の改正とともにその規定も若干変更された。階層区分そのものについての検討は、改めて述べるつもりであるが、ここでは part-time farm の概念及びその地位について一言して置かう。

この新しい農場経済階層区分の考え方は、生産物価値——一九四五年は農場生産物総価値であつたが一九五〇年には農場生産物販売価値に変更——を主要指標として五つの階層に区分しようとするのが眼目であるが、それには学校、試験場等の附属の「特殊農場」 (abnormal farms) ——わが国のいわゆる準農家に当る——は除外するが、さらに本来農場というに値しないよう

な経済的独立性をもたない一定規模以下の零細農場——それが収入生活源たる意義はほとんどなく主として居住地を提供するにすぎないようないわゆる「居住農場」(residential farms)であり、一九四五年ではこれが「特殊農場」と合して「名目農場」(nominal farms)として一括されていた——を正常な生産力の担い手である本来的な農場——これを前述のように、一九四五年センサスでは、若干の自給的農業をも包摂しうる「農場単位」(farming units)と名づけたが、一九五〇年センサスでは「商業的農場」(commercial farms)に限定された——から峻別する。

この二つの中間に part-time farms なる範疇が設けられたのである。すなわち、経営の経済的規模の上では、農場単位の最低条件に達しているが、その経営主の自家農業からの離脱度が一定限度(農場外労働一〇〇日)を超えるために、正常な農場単位とみなしえざるものである。(なお、一九五〇年の改正で、さらに農場外収入の依存度が農場収入よりも大であるという条件が加えられた。)この「副業的農場」(part-time farms)は、経営規模の上では一定の経済階層に位置するが、経営主の農業離脱度の点では、「居住農場」の一部(一九四五年の名目農場のりに当る)と共通する性格をもつものとされるのである。したがって、それはわが国のいわゆる第二種兼業とはかなりちがった性格のものである。

アメリカの一九五〇年センサスの結果によると、農場総数五、三七九、二五〇のうち「副業的農場」は六三九、二三〇(全体の一一・八%)に上り、これと居住農場を除いた「商業的経営」(販売価額二五〇ドル以上)は六九%である。なお「副業的農場」のアメリカ農業生産に占める比重としては僅かである。(一九四五に総農場生産物価値の一・九%、その販売総価値の僅か〇・九%)しかし、「副業的農場」は必ずしも「低所得農場」(low-income farms)を意味しない。すなわちアメリカには救済を受けているか、または七五〇ドル未満の所得で生活している低所得の農業者の家族が、かなり多く存在しているが——一九三五〜三六年にはその数は実に全農場の四一%、そのうち二五〇ドル未満が二五%にも上った——それは part-time farms とは別個の問題であつて、近年この低所得層の性格的分類の重要性が強く認識されてゐる。(cf. S. E. Johnson and D. R. Rust, "Orientation of Farm Management Research to Low-income Farms", *J. F. E. Feb. 1941*)

イギリスにおける農場区分

イギリス農業においては、家族的経営のウェイトが小さく、兼業または副業的な経営は大きな社会的存在として注目されず、むしろ「Small Holding」の問題の焦点がつかれてゐるやうである。(cf. M. G. Kendal and A. B. Hill, "The source and nature of the statistics of the United Kingdom", 1952, pp. 33~42) したがつて「兼業」センサスにおける農場分類として

1945年農業センサスにおける経済階層区分の基準
 (アメリカ)

経済階層	農場生産物価値	土地及び建物価値	経営主の 農場外労働
	ドル	ドル	日数
I 大規模農場 (Large scale farms)	a 20,000 以上	15,000 以上	
	b 8,000—19,999	70,000 〃	
II 大・商業的家族農場 (Large commercial family farms)	a 8,000—19,999	70,000 未満	
	b 3,000—7,999	30,000—69,999	
	c 20,000 以上	5,000—14,999	
III 中・商業的家族農場 (Medium commercial family farms)	a 3,000—7,999	30,000 未満	
	b 1,200—2,999	20,000—29,999	
	c 20,000 以上	5,000 未満	
IV 小・商業的家族農場 (Small commercial family farms)	a 1,200—2,999	20,000 未満	
	b 500—1,199	8,000—19,999	
V 小規模農場 (Small-scale farms)	500—1,199	8,000 未満	100日未満
VI 副業的単位 (Part-time units)	250—1,199	8,000 未満	100日以上
VII 名目的単位 (Nominal units)	a 500 未満	8,000 未満	100日未満
	b 250 〃	8,000 〃	100日以上
	c 500 〃	8,000—20,000	
	d 1,200 〃	20,000—70,000	
	e 1,200—2,999	30,000—70,000	
	f 8,000 未満	70,000 以上	

〔備考〕 K. L. Bachman and others; "Appraisal of the Economic Classification of Farm", *J. F. E.* Nov. 1948 より。

農家兼業の概念

兼業または副業経営は公式的な分類としてとりあげられていないが、一九四一年の農場調査 (National Farm Survey of England and Wales, 1941) では、とくに経営主 (occupier) 単位の下次の六種の区分がなされたという。(cf. Edgar Thomas, "Introduction to Agricultural Economics," 1949 p. 126)

(1) 専業的"経営者 (Full-time farmers) — その農場に専業的 (fully) に従事し、その年計の全部または大部分を経営に依存するもの。

(2) 本業的"経営者 (Part-time farmers) — その農場の経営を主要職業及び生計源と考えているもの。若干他の働き口 (employment) をもちうるもの。

(3) 常時"副業的経営者 ("Regular" spare-time farmers) — その農場 (概して小規模なもの) 以外に他の本業的な働き口をもつてゐるもの。たとえば農業労働者・鉱工業労働者・公務員等で生計補充的に農業を営むもの。

(4) 随時"副業的経営者 ("Occasional" spare-time farmers) — 実業家等で、週末や他の休暇に自己の農場で過し、その経営は管理人や農場監督を雇つて企業的 (for profit) に行つてゐるもの。

1950年農業センサスにおける農場階層区分の基準 (アメリカ)

農場階層	農場生産物販売価値	経営主の農場外労働	農場生産物販売価値に対する農場外収入の割合
	ドル		
"商業的農場"			
I	25,000 以上		
II	10,000—24,999		
III	5,000—9,999		
IV	2,500—4,999		
V	1,200—2,499	100日未満	農場外収入の方が小
V	250—1,199		
"その他農場"			
副業農場	250—1,999	100日以上	農場外収入の方が大
居住農場	250 未満		
特殊農場			

- 〔備考〕 1) 特殊農場 (abnormal farms) は、公私立の機関や農事試験場の附属農場等のわが国でいう "準農家" 的なものであり、その経済的規模の如何を問わない。
- 2) 居住農場 (residential farms) は、250ドル未満に属する特殊農場を除いたもの。
- 3) *US. Censuses of Agriculture*, Vol. I. による。

(5) 娯乐的経営者 (Hobby farmers) —— その農場の経営を利益を度外視して一種の慰み (pastime) として行つてゐるもの。
(6) 居住的農場 (residential holdings) —— 農場としては立派な設備をもつていても、その経営の動機が全く専業的経営者と異なす。

(7) その他 (雜) —— 病院・宿舍の附属農場、家庭菜園、及び官庁・学校等の農場の経営者。

すなわち、この分類はわが国と同様に、専業・第一種兼業 (本業)・第二種兼業 (副業) の三区分の方法がとられ、この場合の part-time は spare-time に対し、副業に対する本業 (主業) 的な意に用いられている。

この経営主単位の考え方は、前述のように、従来わが国の農業統計では採用されたことはないが、世帯主については、国勢調査における世帯主の産業別分類に従つたいわゆる「農業世帯」が判明する。(大正九年、昭和五年及び昭和二五年の国勢調査の結果に公表、それ以外はこの区分による公表は行われてない。) もつとも、それは本業的なものに限られ、副業的なものは全然検出されず、いわんや兼業形態としては把握されない。

最近わが国でも経営主単位の兼業的把握が次第に認識されはじめてゐるが、いまだ統計的に実施されるまでには至つていない。(ただ一九五五年農業センサスの準備調査として行われ「農家の兼業に関する調査」では、兼業そのものとしてではなく、兼業種類の判定の上に後述するように、若干経営主単位の視点が挿入されている。) この場合に問題になるのは、農業に昔通的な家族経営において、その経営主をいかに規定し、いかに把握するかにある。アメリカのごとく、夫婦と未婚の子から形成されているようないわゆる近代的な「夫婦家族」の構成をとつてゐるところでは、経営管理権の所在は自から明白であろうが、わが国の農村に支配的な家長的な「直系家族」の構成をとるところでは、経営管理権の所在をみきわめるには、必ずしも容易ではない。したがつて、わが国では、むしろ世帯概念と結合せしめた世帯主単位の兼業概念、しかもそれは単なる家長の形式的な別名としてでなく、家計の実際の中核をなす世代の主たる働き

手としての経済的な家計の責任者にとり、その兼業関係を観察することが妥当と思われる。

〔註〕 わが国の家族とくに農村の家族では、いわゆる家長権が強力であることが特長であり、それが家長父制としての封建的な主従関係に近い色彩を残存していることは、しばしば指摘される場所であるが、その関係をそのまま経済的關係に延長して考えることは正しくないであろう。家長が家産を所有し、家事の指揮権を有していても、実質的な家計の責任者としての主たる働き手の地位から退いておれば、もはや経済的な意味での世帯主とみることができない。(それが家督を譲つた場合がいわゆる生理的隠居である。) また家族的経営の面では、家長的指揮権が「経営の指図」という形と現われるとしても、それは本来の経営者の機能をもつものではない。元來わが国のごとき家族労作的経営においては、その経営主の大部分は勤労者のな「単なる業主」であり、「経営者の機能」(entrepreneurship)のみを人格的に独立せしめるほどの地盤を有しないとみるのが妥当である。

一九五〇年農業センサス(抽出検査)以來毎年の農業動態調査及び一九五五年農業センサス(集落抽出調査)にも、世帯員についての調査の中で「経営の指図だけする者」を調らることになつてゐるが——その内容規定はいまいである——その多くはいま述べたわが国の家族形態における家長権の延長と考えられるのである。したがつて、これを農業従事者に含めてゐることは誤りであるが、同時に、この経営主ともみなしえないと思う。

国勢調査の世帯主の産業分類(大分類)によるいわゆる「農業世帯」については、それが本業のものに限定されてゐること以外にも、その「農業」の範囲に純粹の林業をも含まれてゐたこと及び農業労働者の世帯も含まれることに注意されねばならない。しかも、国勢調査における世帯主そのものの概念が形式的な「世帯の代表者」つまり家長の意味に用いられており、必ずしも経済的な意味での世帯の代表者ではない。それは、最近の昭和二五年の国勢調査においても、そうであるが、これに対し昭和二一年九月以降毎月行われている「労働力調査」における世帯主は「世帯の生計の主たる担当者」であり、必ずしも戸籍の上の筆頭者と一致しないとし、正しく経済的な意味での世帯主の概念を採つてゐる。

(三) 世帯単位の兼業概念

最後の世帯単位の兼業の概念は、アメリカ等でも社会学者等ではこれを重視してゐるようであるが、わが国では統

計的規定の上でも、伝統的にこの考え方がとられているのである。それは、歌米のセンサスではその調査対象に、客観的な生産単位としての「農場」(Farm)がとられるに對し、わが国では從來より世帯単位としての「農家」——すなわち「世帯員中農業を営むものある世帯」——がとられていることに關連する。つまり、兼業概念は、前者の場合には「農場」の主体としての経営主単位に觀察されるに對し、後者の場合はそのまま世帯概念が適用されて、「世帯員中自家の農業以外に従事するものある世帯」としての「兼業」農家が析出されるのである。世帯は、いうまでもなく家計的生活単位すなわち消費単位概念であり、家族経営においては、いわゆる経営(所得経済)と家計(消費経済)とが未分離であるといわれるけれども、それは厳密には、農業專業的な家族経営においていえることであつて、農家の兼業化そのものは、むしろ両者の分離を示すことにほかならない。したがつて、その兼業化をもつばら消費経済面の世帯単位において把握しようとすることは、農業経営(生産経済)または経営主を単位とする前記の兼業概念からは全く離れたものとなる。換言すれば、この世帯単位の兼業概念は、農業経営そのものを性格づけるものではなく、単にその世帯(消費単位)の性格を示すものでしかない。

しかして、この世帯単位の兼業の領域は、前述の経営主単位の兼業よりも遙に拡大されたものとなることは明らかである。もつとも、近代的な小家族形態において働き手が世帯主に限られているような場合は、兼業概念を世帯単位に拡大しても、事實上その世帯主＝経営主単位の兼業と一致するが、わが國農村にみるととき直系的家族構成——しばしば傍系血族や非血屬者までも包攝する性質をもつところの——の場合には、世帯単位の兼業をとれば、事実上その領域は著しく拡大されて現われるのである。

〔註〕 最近の一九五五年農業センサスの準備調査として行われた「農家兼業化に関する調査」によると、それが実施された秋田・

農家雑業の概念

島根・香川三県における調査農家五四七戸の主たる家族構成の型を示すと下表のごとくである。

これによると、主人と妻に未婚の子供という近代的家族の型は全体の約三分の一程度であり、大部分は直系家族的な型——またはその変型——を示している。

ところで、ここで世帯員の範囲をどこまで考えるかということで兼業の領域がちがくつてゐる。つまりそれは世帯の定義のしかたと関連する。一般に国勢調査等で用いられる普通世帯の定義は、「同居及び家計を共にする者の集り」（国勢調査令第二条）ということになっており、農業センサスでも一応この定義に従つてゐるといえるが、問題は「家計を共にする」ことをいかに規定するかにある。国勢調査の場合では、その目的からいつても、同居している同一血族は、必ずしも内容的に家計を別にしてゐるかどうかを深く詮索しないでもすむが、それによつて経済的な兼業関係をみようとするための世帯概念については、この経済的な「家計を共にする」ことの意義、とくに然らざるものとの識別の方法を明確にしなければならぬであらう。しかし実際問題として同居する血族的家族内部で家計を別にしてゐるかどうかを判定することは困難な場合が多いから、大体において同居せる家族は同一世帯とみなすほかはないことになる。

このことだけからも、戦後のいわゆる住宅難が兼業農家を拡大的に示す一因となつてゐることは否定できない。従来都市で独立した世帯を営んでいた者でも、今次の戦争・戦災により農村の親元に疎開したまま都市の住宅難のため遠距離通勤を余儀なくされてゐる者が激増してゐるし、また結婚しても住宅難のため親と同居して、工場等に通勤し

農家の家族構成の型

主と妻+子供（子供なしを含む）	171
主 + 子供（親子・兄弟を含む）	27
主と妻+長男と長男の妻+子供（孫などを含む）	154
主と妻+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{長男} \\ \text{長男の妻} \\ \text{長女} \\ \text{養女} \end{array} \right.$ +子供（孫）	14
主と妻+母+子供（子供なしを含む）	95
主と妻+父+子供	46
主と妻+ $\left\{ \begin{array}{l} \text{父} \\ \text{母} \end{array} \right.$ +長男と長男の妻+子供	16
その他	24

ている農家の子弟も多い。彼等がたまたま同居を余儀なくされる事情が、その農家を兼業農家としている場合が少なくないとみられるのである。

さらに、従来の農林統計にみられる重大な欠陥は、「生計を共にする」ということに異常な拡張解釈を加えて、いわゆる「出稼世帯員」または「他出家族」まで包攝せしめていたことである。すなわち、前述の昭和一五年改正の農業基本調査要綱において、「兼業農家とは其の世帯員中に農業以外の業に従事する者ある世帯を謂う。出稼・女中奉公・女工・職工等として調査当時世帯に現存せざるも一戸を構えざる限り農家の世帯員とす。」と規定されて以来、その規定が毎年夏期調査のみでなく戦後の農村人口調査及び臨時農業センサスにまで踏襲されていたのである。

この「一戸を構えざる限り」というのは、いわゆる「一人世帯」の状態に限定したものか或は任込・合宿・下関生活等の住居条件を主にするかは明らかではないが、いずれにせよその真意は「親元への仕送り」をしているいわゆる出稼状態をもつて農家兼業の一型態として把握しようとしたものにはかならない。この事實は、わが国農家のいわゆる「出稼型」の特質を示すきわめて重要な事柄であることは否定できないが、かかる状態までも兼業として把握することには、その根柢の世帯概念及び兼業概念を故意にゆがめたものであり、過度の拡張解釈といわざるをえない。

このことは、出稼者を世帯員から除外する解釈をとつた前駆的な全国農家一斉調査（昭和一三年）と本格的センサスの開始された昭和一六年の夏期調査の間に、このような世帯員の解釈の差異だけでも、兼業戸数にかなり著しい断層を生じたとみられるが、さらに一九五〇年センサスに至つて再び出稼者を除外する正当な解釈に戻るることによつて、再度の不連続性を示すこととなつた。統計の改正のいかに慎重なるべきかを痛感せしめずにはおかない一例である。

〔註〕前駆的な全国農家一斉調査（昭和一三・九・一）では、その農家調査要綱に世帯員の範囲を明確に規定していないが、質疑応

答集（第一輯）の中で、農家の子女が製糸工場の寄宿舎に入つて送金している場合に対し「該子女が世帯員ナラザルが故ニ兼業農家トセズシテ専業農家トシテ取扱フベキモノトス」と回答している。（農林大臣官房統計課「わが國農家の統計的分析」昭和一四年三四頁参照）これは、当時の常識的な解釈として敢て規定を要しないものとされていた証拠であるが、昭和一五年の改正によつて、突如前述のごとき意識的な拡張解釈が下されたのである。これについて、昭和一六年の夏期調査の報告では、次のごとく述べている。——「この新しい解釈によつて、従来専業農家であつたものが、今回兼業殊に第一種兼業に模様替した場合があるのである。自宅から職工として或は女工として通勤する場合と、他の市町村に山向いて寄宿舎なり下宿の生活をしながら働いて仕送りする場合と比較するに農家経済の収入源といふ点から考へる時、距離を無視すれば両者は同一範疇に入れるべきであるという立前をとつた。兼業農家の定義が、このように拡張された為、両年度を比較する事は意味をなさなくなつたが、明年以降は統一されるのであるから、今回は我慢しなければならぬ。」（農林大臣官房統計課「事変下我が國農家の概観——昭和十六年度夏期調査を中心として——」八頁）

ところで、一九五〇年世界農業センサスに至つて、世帯員を「ふだんいる世帯員（常雇を含む）」に限定することになつたが、その基本調査ではとくに「ふだん家に居ないで単身で他所にて、女中・職工・人夫・徒弟見習をしている人」数と金の仕送りの有無を聴く方法を取り、また最近の一九五五年センサス（臨時農業基本調査）でも、「ふだんいる世帯員」のほかに「仕送りをしてくれる人、仕送りをする人」を調らべている。

なお常雇の取扱については、前記の一斉調査にも夏期調査にも明確にされていなが、戦後の調査では世帯員数（農家人口）をも調査することになつたため、兼業関係とは別個に世帯員そのものの範囲を明確にする必要から、常雇の取扱いが明記されることになつた。ただ、農家人口調査（昭二一・四・二六）では、前述の出稼世帯員の解釈をとりながら「農業常雇であれば、住込・通い共に世帯員に含ませ、その他の常雇は含ませない」という矛盾した取扱いをしてゐる。臨時農業センサス及び世界農業センサスにおいては、常雇もそれぞれ前記の出稼者（他出家族）の取扱いに準じて取扱うことにしている。もつとも、住込みの常雇を世帯員に含めるといふ解釈は、「生計を共にする」ということを単に同じかまどの食事をとるだけの意味であつて、それはあきらかに雇用条件（賃金形態）の一種であり、本来の同一の生活単位を構成する意味ではない。

この世帯単位の兼業の領域は、経営主単位より拡大したものであるとしても、その世帯に属する世帯員個人の兼業

の有無（またはその程度）を総合したものにほかならないから、その兼業の概念そのものは、個人についての職業分類的な兼業概念によつて律せられるわけである。（しかし、その判定の基準は職業分類的基準と異ならざるをえないこと、後に述べる点である。）

ここで調査技術的な問題として注意しておきたいことは、世帯員個々について兼業の有無を調らべて兼業農家であるかどうかを判定する方法をとる場合と、世帯員個人の調査はせずに一括してその農家（世帯）の兼業の有無を聴く場合とでは、その結果にかなりの差異を生ずることである。前者の方法がより、精確であるといえるから、この方法によつて検出される兼業は、後者の方法によるよりも大きく現われるはずである。

わが国の兼業の調査は、農事調査当時から、後者の粗雑な調らべ方で行われてきたのであつて、そのかぎりで兼業は低目に現われたといえるが、一九五〇年世界農業センサスの抽出調査ではじめて前者の方法がとられることになつたことは、調査技術上では大きな進歩であるといえる。そのかわり、兼業の概念規定が科学的に確立されていないと、かえつてその歪みを拡大することになる。

いずれにせよ、わが国農家の兼業統計が、その概念規定と離れて単に調査技術上からだけでも、かなり大きな変異を生じているのである。

〔註〕一九五〇年世界農業センサスにおいて、基本調査では従来通りの一括的なきき方をして、抽出調査（1/20抽出）の方では世帯員個人についての精密調査の方法を採用しているが、その結果を比較すると、前者では専業五〇%、兼業五〇%（第一種兼業二八・四%、第二種兼業二一・六%）に対し、後者では専業四五・二%、兼業五四・八%（第一種三一・八%、第二種二三%）となり、後者の方法によつて兼業が約一割近くの増加を示した。

これに関し、津村善郎氏は「世界農業センサスの反省」〔農業統計研究〕一（二）の中で、次のごとく検討されている。

基本調査——「あなたの農家で農業以外の兼業がありますか」と問うだけで、農家の判定に待つことが多い。

抽出調査——世帯員を全部列挙し、一人一人について農業及び兼業従事の状態をきき調査員が判定している。

従つて抽出調査の方が遙に深く追求しており、一括した場合に出なかつた兼業が、個人別に聞かれて答えることは当然のことである。従つて個々には不十分な点もあるが、専兼別農家数に關しては抽出調査は基本調査より、より真実に近い結果を出している。この点だけから見れば、正式の統計としては抽出調査の結果を用いるべきであり、年表に載せられた基本調査の結果を用いるべきではない。もし定義に忠実に調査が行われ、充分にきき出せるような調査票であれば、兼業農家数は更に増加すると期待できる。更に前節で述べた無回答による農家数の多いことを考慮すれば、一層兼業農家が多いといえよう。

ところで、翌二六年からセンサスの補間調査として実施されることになつた農業動應調査（毎年二月一日調査、1/20抽出）及び昭和三〇年の臨時農業基本調査（坵部落抽出）での兼業のしらへ方は、次のごとく、年によつて変つているのである。

●二六年動應調査——世帯員別の記入欄を欠き一括して「自家の農業以外の仕事に従事して収入を得ている人がありますか」との問が設けてあり——ただ注意として「調査員が専業及び兼業の別を判別するために一人一人の世帯員について従事している仕事についてきく」とある——つまり、一九五〇センサス基本調査と大体同じ方法といふことができる。

●二七年動應調査——世帯員別の記入欄を設け「あなたの家の世帯員（雇人を除く）であなたの家の農業以外の仕事をして収入を得ているのはどの人ですか、その仕事の種類をくわしく言つてください」ときいている。

●二八年動應調査——世帯員別の記入欄を設け、各人毎に「あなたの家の農業以外にどんな仕事をしていきますか」ときく方法をとつている。

●二九年動應調査——大体前年に同じ。

●三〇年臨時農業基本調査——世帯員別の記入欄を設け、具体的な兼業の種類毎にきくが、そのきき方は前述のごとく、世界農業センサスの抽出調査よりも精密になつている。

このように、最近でも、毎年の兼業のしらへ方が變つていたのであつて、二六年の動應調査では、当然前年のセンサスの抽出調査と連続しうる調らへ方をとるべきにも拘わらず、むしろ基本調査に近い調らへ方をとつているため、その結果は基本調査に近い兼業農家率五一・三%に低下している。また、二七年の動應調査については、津村氏は、前掲の問いだけで「落しやすしい兼

業の種類を一つ一つきいていないし、さらに『その仕事をする日数は一ケ年に何日位ですか』と聞いてむしろ兼業を少くする方向に作用せしめる。従つて二七年の動態調査は基本調査と抽出調査の中間のきき方をしている。…従つて、ここでも又、二五年と二七年と兼業農家の比較をどうして行えばよいであらうか。この場合こそ完全に比較不能でなからうか。』(註、津村氏はこれを二六年とされているが、恐らく二七年の間違ひと思われるので、二七年と訂正して引用)と述べている。しかも、この兼業農家率は、対前年はもちろん抽出調査の率よりやや上廻る五六・一%を示した。さらに翌二八年からは若干問ひ方が変り、また津村氏が兼業を少くする方向に作用するとされる兼業従事日数の間が除かれることになり、兼業農家率は二八年で五九・一%、二九年で六一・一%とついに六割を突破するに至つた。最近の臨時農業基本調査では、前述のごとく、兼業についてこれまでになく精密なきき方をとつていたので、まだその結果は公表されないが、それだけでも兼業の増大に作用したのであらう。

なお、世帯単位の兼業概念において、わが国で行われていること兼業の種類別に分類することが、果してどれだけの意味をもちうるであらうか。世帯として数種の兼業を有する場合は、世帯単位の農業と兼業との間の主副を決めると同時に、兼業間の主副をきめねばならないが、世帯員それぞれの農業外の職業のなから兼業種類別の主副をきめることは調査上容易でないばかりでなく、その第一位の種類が、世帯単位の場合には、必ずしも実質的にその農家の兼業の性格を代表するものとはいえない。その矛盾は、兼業の種類を細分すればするほど大となるのであつて、むしろおおまかな自営兼業か賃労働兼業かの主副をきめる程度の区分の方が、世帯単位の兼業の種類としては適當である。その意味で、前駆的な全国農家一齊調査の兼業の種類区分の方が、昭和一六年夏期調査以来の賃労働までも産業分類別に区分する方法よりも、かえつて優つていたといえるのである。

たとえば、大世帯において、兼業の順位として、第一位は自営兼業、第二位は工業賃労働、第三位は農業臨時雇であり、兼業収入のウェイトはそれぞれ四〇%、三五%、二五%であるとすれば、第二位及び第三位を合した賃労働収入が過半を占めていても、農家の兼業種類としては賃労働は抹殺されて、第一位の自営兼業の農家として現われる。この場合、もし自営産業として、

商業・木炭製造業の二つが営まれており、兼業の種類として両者に分解されれば、その順位は下降し、第二位の工業賃労働が第一位に上昇して、その農家の兼業種類は工業賃労働となる。さらに、その工場賃労働に産業分類的に職種のものが含まれるならば、第三位の農業臨時雇が第一位に上昇しうる場合も生ずる。

かくて世帯単位の兼業概念をとりながら、大変な手数をかけて、その兼業の種類を細かく分類しようとするのは、ほとんど徒勞にひとしい。敢て行ふとすれば、むしろきわめて大まかに簡略化するに如かないのである。いな、本来兼業の種類は、個人単位で観察すべきであつて、前述の経営主単位（または世帯主単位）の兼業概念をとることによつて、はじめて兼業の種類決定も有意義となるのである。世帯単位の兼業をとる以上、主として農業と兼業との間の主副の設定に止まるべきものと思う。

三

ここで、いよいよ兼業決定の基準について論ずべき段取りとなつた。すなわち、兼業を何を標識としていかなる量的限界において把握するかの問題である。これは、兼業概念の基本的な課題にはかならない。兼業概念が単なる抽象的でなく、実践的な内容をもつ概念であれば、兼業そのものの領域を劃する基準が当然導出されねばならないはずである。

ところで、これには、すでに述べた二つの区分——すなわち専業・兼業の区分及び本業（主業）・副業の区分——があり、この二つの区分をそれぞれいかに設定するかを考へてみなければならぬ。このうち、後者の本副業の区分

は、一般の産業分類・職業分類に規定する分類法としてもつとも普遍的な区分であり、またアメリカの農業センサスの区分もこの類似的区分とみることができるが、前者の専兼業の区分は、一般的には通用される分類であつても、統計的にはあまり用いられないようであり、ただわが国の農業統計の伝統的な分類法とされていること、前述のごとくである。もつとも、昭和一五年の農林統計の改正以来、新たに後者の分類に類似したいわゆる第一種兼業・第二種兼業の区分が導入されたから、この二つの分類法を同時に包括しているわが国の農林統計の基準を検討することは、この二つの区分の基準を問題とすることになる。

(一) 専兼業区分の基準

これは、わが国の規定では、専業農家は農業のみを営む農家すなわち「その世帯員中に農業以外の業に従事するものなき世帯」とし、これに対し兼業農家は「その世帯員中に農業以外の業に従事するものある世帯」とするだけで、何を標識として区分するか、その基準は全く示されていない。つまり、農業以外の業の有無だけが、その判定の基準である。この場合の「業」は、前述の職業すなわち「収入のある仕事」と解されるから、僅かでも収入のある仕事に従事した場合は兼業とされるわけであるが、それをさらに個人でなく世帯単位に拡大した場合、とりわけわが国のごとく働き手が数人あるような直系の家族形態で、しかもいわゆる多就業的世帯としての性格をもつところでは、世帯員のうちの誰かが若干の農業外の収入を得てない事例は、むしろ稀であるとさえいえる。つまり、ここに、兼業規定上に二重の拡大の契機をもつ。

この拡大の契機を、海外の農業の場合に移してみよう。まずアメリカの農業において、part-time farm のもつ副業的意味

を世帯単位に拡大して、経営主及び家族の農場外収入が農場収入より多い農場数をとれば、一九五〇年センサス農場の二九・一％に上る。つきに経営主単位の考え方は変えないで、ただ、part-time farmの主要な量の限界をなす経営主の農場外労働一〇〇日以上——その農場数は約一一％に当る——の限界の方を撤廃した場合、つまり経営主が一日でも農場外労働に従事した農場をとれば、総農場の三八・四％に上る。もし二つの限界を同時に撤廃して、わが国のごとき世帯単位の無基準の兼業とする場合は、アメリカにおいても兼業率は少くとも五割を突破すると推定されよう。なおドイツにおいて、わが国とはほぼ同じ世帯単位の広義の兼業概念による兼業農家——その基準等は明らかでないが——をとれば、全農家の実に七五～九〇％にも上るとみられてゐる。(Cf. Bruce and Melvin: "The Place of Part-time Farmer"—*Rural Sociology*, Sept. 1954)

また、この兼業拡大の契機を海外の農業でなく、国内の他産業の場合に移してみよう。総理庁統計局の家計調査(昭和二八年八月)によると、都市の勤労者の場合でも、その世帯主の勤務先収入は全体の約七八％にすぎず、あとの二二％は、その他の世帯員の勤務先収入及び内職収入によつて生計が賄われていることを示す。すなわち世帯単位でみるときは、都市の他産業従事者も多少とも兼業収入をもつものであつて、大部分は広義の兼業世帯に属することになる。このことは、本質的には、日本における潜在失業を基盤とする低賃金が、賃金収入のみをもつて生計を維持しえないため、いわゆる「多就業的世帯」の性格を帯び、その具体的な存在形態として「半農半工」や「半商半工」等が必然化される所以である。(大河内一男・隅谷三喜男編「日本の労働者階級」昭和三〇年 一一頁参照)

このような広義・無基準の兼業概念は、殆んどあらゆる世帯を兼業世帯たらしめるものにはかならないのであつて、兼業を析出するための規定よりも、せいぜい稀少的な専業を析出するための規定としての意味しかもちえない。とすれば、かかる規定によつて、わが国農家の兼業化が拡大的に現われるのは当然であつて、その統計上の兼業農家率が五割乃至は六割というのは、むしろ著しく低率にすぎるといえるのである。

たとえば、一九五〇年世界農産センサスの抽出調査についてみても、それは前述の世帯員別の精密調査によつて、兼業がもつとも厳密に折出されたとされているが、——その兼業農家率は一躍五五%を示した——そのような細かい節にかけた専業農家二七万戸のうち、年間の現金収入が三万円以下しかない・いわゆる非商品生産農業に属するものが実に一〇〇万戸（専業農家の約四〇%、全農家の約一六%）にも上るといふ数字をいかに解釈しうるか。自家農業で食料・燃料等を最大限自給し、その他の現金支出を可及的に切りつめても、僅か三万円以下の現金収入で生活しえざること、明らかである。しかも、それだけの不足を補充しうるだけの財産収入や預貯金をもつ農家は、嘗てのレントナー農家の消滅した今日ほとんど例外的でしかありえない。とすれば、この一〇〇万戸には、実際にはそれ以外の兼業収入のあるものまたは実際は現金収入が三万円以上のいわゆる商品生産農業に属するものが多数混入しているはずである。農業収入の方は外見的にもより隠しにくいし、またたとえ三万円を僅か突破したとしても専業農家たりえないであろうから、この一〇〇万戸の専業農家の相当部分は実質的に兼業農家であるとか考えられない。そこでごく内輪にみて、その半数が実質的には兼業農家としても、兼業農家率は五五%から約六三%に上昇する。

それでは、従来のが国の兼業農家の統計はいかにして作られ、またそれは何を意味するであろうか。惟うに、農事統計の行われた約二〇年間は、内容的には全くの無規定の状態であり、前述のごとく兼業と副業の区別や農業と兼業との領域すら明確にされず、また本来世帯単位の兼業概念に立つと考えられても、それも世帯員各人の兼業の有無によつて判断する過程を経ることなく、逡觀的に家としての生業（家業）——それは当時の兼業農家の定義「生業として農業を営む以外に他の生業を営むもの」自体が含蓄する——という見地からの性格判断にもとづくものとみられるのであつて、つまりあらゆる概念内容が農村内部の一般通念によつて律せられた総合判断によつて兼業統計が作られていたといえよう。（当時の農家自体の規定も曖昧であり、農家戸数すら通念的判断によるものであつた。詳しくは、前掲拙稿を参照）しかし、それは、それなりの意味をもつ数字であつたと考えられる。

ところで、昭和十五年の改正による農業センサス以来、前述のごとく、兼業を間接的に規定する要因については種々の統計的な規定——概して拡大的な規定——が講ぜられたにもかかわらず、肝心の兼業判定の基準は全く与えられないため、従来の通念的判断に代る体系的な概念規定としては確立しえず、かえつて部分的な枠の設定によつて、いわば畸形的な兼業統計に化したと断ぜざるをえない。したがつて、近年の兼業農家の統計が実質的に何を意味するかは、一言にして答えることはできないであらう。

〔註〕形式的には、これまでも兼業判定について、なんらかの基準やチェックが全然与えられなかつたわけではない。しかし、それは、はつきりした標識による量的限界をもつ統一的な分類原則として確立されていたとはいえない。いま、過去のセンサスについて、この点概説しておこう。

(1) 農事統計の当時に行われた前駆的なセンサスとしての全国農家一斉調査では、はじめて世帯単位による兼業を明確にし、その場合「農業以外の他の従事するといふても、農家の世帯員が臨時に他の業に従事することがあつても、この場合は兼業と見ない。兼業農家といふからには、農業以外の業に従事することが、其の農家の常態でなければならぬ」(農家調査要綱)として、常態であることに限定をおいている。しかし、この常態ということが兼業判定として公平であるかどうかは問題であるし、常態の如何をいかに把握するかは明らかにされていない。もちろん、量的な限界は何も与えられていない。

この限定は、本格的なセンサスの要綱には全然とり入れられず、昭和一六年以来の夏期調査及びその後のセンサスにも再び現われなかつた。もし、この限定の有無が実際の調査に反映したとすれば、この限度がとれただけでも、兼業農家が昭和一三年に對し昭和一六年に増大した一因になる。

(2) 一九五〇年世界農業センサスにおいて、悉皆調査のいわゆる基本調査の方は、前述のごとく、世帯単位で一括的に兼業の有無をきき、その兼業判定については従来通りの無基準であるが、抽出調査の方では、世帯員ごとに一つ一つ兼業の種類についてその従事の有無を調らるる建前をとり、その場合自営産業と恒常的な雇用(事務職員・技術職員・数員及び賃労働者・常雇等)を除く臨時的なもの(日雇人夫・孝節出稼・内職・下請等)については、いずれもその年間収入五、〇〇〇円以上のものに限定する約束を設けている。しだがつて、部分的には、いわゆる収入主義による限度が一応設定されたことになる。これは、同年一

二月一日に実施された「林野の利用状況調査」においては、兼業として、職種の区別なく一律に年間収入五、〇〇〇円以上の農業外の仕事をしらべている。(なおこの調査の兼業は、副業の意に用いている。)

なお、昭和二六年以降の農業動態調査には、この抽出調査の兼業の基準が踏襲されたとみられるが、毎年の「調査手引」の中には、この重要な基準について特記されてなく、しかも二八年の「調査手引」の中の質疑応答では、突然前記の収入金額よりもむしろそれが「通常の状態」であることに重点があるという解釈を下している。臨時的な業種になぜ通常の状態が前提されるかは、了解し難いところである。

(3)最近の一九五五年センサス(臨時農業基本調査)では、兼業の種類によつて、次のごとき限度を設けている。

報酬を得ている役員員 年一〇万円以上の俸給

職人・下請・内職など 年間一万円以上の取入

製薪炭・林野副産物の採取・狩猟

季節雇・人夫・日雇 年間三〇日以上(但し農業日雇だけは、世帯員全部合せて年間三〇日以上)

この場合は、全く統一性を欠いた収入主義と時間主義とが混合されたものとなつてゐる。

〔附註〕 この専業業の区分の基準に煩するものとして、自作・小作別の区分の問題がある。周知のように、戦前までは自作・小作の区分は農家分類上最も重視されたところであるが、農事統計当時には、その区分にもなんらの量的基準は設けられず、単に、小作地の有無だけが判定の基準とされていたのである。これが、昭和一五年の農林統計の改正を機に、自作・小作の区分に耕作面積中の自作地割合についての量的基準が設定されることになつた。すなわち、総耕作地面積中の自作地九割以上のものが自作、一割未満のものが小作とされ、その中間の自小作農を自作地五割を限界として上下に自作兼小作と小作兼自作に二分されたのである。従つて、その後の統計では、農事統計よりも、自作と小作は減少し、中間の自小作が増大して現われるに至つたことが注意されねばならない。

しかるに、昭和一五年の改正において、専業業の区分については、自小作の区分に準じた兼業の第一種・第二種の区分が行われただけで、専業業区分の量的基準は全然問題とされずに、従来通りの漠然たる規定が踏襲されたのである。自小作の区分は、明白な所有権に關することであるから、必ずしも量的限界を設ける必然性はないといえるが、専業業の区分こそ、それ自体単に

有、無だけでは無意味であるにもかかわらず、それが全然問題としてとりあげられなかつたのは、不可解である。

(二) 本副業区分の基準——第一種・第二種兼業の区分

兼業の第一種・第二種の区分の境界は、前述のように、本業・副業の区分の境界と一致するから、ここでは本来の本業・副業区分の基準を取り上げることになる。この場合の区分にも、何を標識としていかなる量的基準を設けるかであるが、量的基準については自家の農業と農業外との比重がいずれが大かを相対的に決定すればよいわけであるから、(一)の場合のごとく具体的量的基準を設ける要はなく、問題は主として何を標識とするかに係る。

その標識には、一般にいわれる収入主義と時間主義が挙げられるが、産業分類的な主副の区分には前者、職業分類的な区分には後者をとるのが、ほぼ通則とされているのである。

〔註〕 産業分類的な主副の決定は、前述のごとく、主として経営体単位のいわゆる「事業所調査」に適用される場所であるが、一九五〇年センサスを契機につくられた「日本標準産業分類」において、次のごとく規定している。

事業所の内部において行われる経済活動に各種各様のものが複合している場合がある。…その場合には特定生産品(生産品集団)又は特定の取扱商品(商品集団)あるいは提供するサービスに歸属する過去一ケ年の総収入又は総販売額の最も多い事業によるのである。この原則によることが明らかに不適当の場合は、従業員の数、又は、設備が用いられることがある。又その総収入は、偶然性、又は幸運による場合は除かねばならない。

これについて、産業分類専門部会の委員長森数樹氏は、次のごとく解説されている。——「収入主義であつて、その収入も純益でなく総収入(Gross revenue)によるのである。一番望ましい基準は純益であるが、これは調査上の困難があるので、已むを得ず、どの国でも総収入によつてゐる。これに対し時間主義によつて決定することがある。これは人を対象とする調査に於ては可能であるが事業所を対象とする調査に於ては不可能でないまでも、頗る困難であるから総収入が広く適用されている。」

(森数樹稿「日本標準産業分類」——『経済集志』特輯号昭和二九・八)

この産業分類の基準に対し、主として個人を対象とする職業分類における主副の決定の基準は、最近はいわゆる時間主義がとられているのであつて、わが国の昭和二五年の國勢調査用の職業分類における主副決定に際し、「主なる職業」に次のごとき基準を与えている。

a 調査期間中の就業時間の最も長いもの

b 就業時間が同じ場合、或いはその区分の困難な場合は収入の最も多いもの

c 就業時間及び収入の何れも同じ場合、或いはそれらの区分が困難な場合は最後に従事したものと

なお、この職業分類を適用する國勢調査（人口センサス）の場合は、いわゆる靜態主義調査を建前としているため、その時間主義も短期間（調査時間前一週間以内）に限定され、必ずしもその人の長期的（通常一ケ年間）な意味での本業とは一致しない。

この原則を農業に適用すれば、前述の経営体、単位の産業分類的な主副の決定には収入主義が、経営、主単位の職業分類的な主副の決定には時間主義が妥当することになる。事実、内外の農業センサスにおける経営体単位の農業内部の産業分類には、前述のごとく、もっぱら主要農業生産物の種類による「小分類」を適用しているが——わが国では、農業経営の一次分類（中分類）として前述のごとく商品生産農業と非商品生産農業（自給農業）に区分し、前者にのみ第二次分類（小分類）を行つている——それには明らかに収入主義（販売価額）が採用されている。経営主単位の見方は、わが国では徒來行われていないが、アメリカ等の例では、その part-time farm の判定には、part-time の字義通り時間主義をとつてゐることは、すでにみたごとくである。

ところで、わが国農業部に独特な世帯単位についての主副決定の一般原則は与えられていないが、前述のごとく、世帯員個々についての兼業に職業分類的な概念が適用されるとすれば、職業分類的な基準としてのいわゆる時間主義が採用されるべきものといえる。しかし問題は、世帯員個人だけの職業上の主副の判定には時間主義が適用され

ても、それらを総合した世帯全体としての主副の判定に、そのまま時間主義を延用するのが合理的であるかどうか、である。それは個人の場合とちがつて世帯員個々については年令・性別・能力・熟練等の上の差異があり、同じ農業労働だけを考へても、成年男子と未成年者・婦女子等との間の労働を機械的な時間主義で律し得ないばかりでなく、異つた職種間においては、例えば一家のうちで、兼業の小売業に老人が店番をしている時間、役場に給仕に出ている未成年の女子の勤務時間、職工をしている長男の勤務時間、経営主の自家の農業労働時間等が一律に時間的な長短によつて評価されるという不合理が生じる。このような場合、各人の時間の上にそれぞれならか適当なウェイトをつければよいとしても、そのための合理的な尺度は見出しえない。

かくて、世帯単位の本業・副業別の区分の原則としては、時間主義を採用することは不合理でありまた技術的にも無理であるとするれば、当然いま一つの収入主義が考慮に上らざるをえない。また、それが前記の世帯単位に時間主義を適用する場合に生ずる矛盾を解消せしめるものといえるのである。

〔註〕アメリカの農業センサスにおける part-time farm の規定の上でも、一九四五年センサスでもつばら経営主単位の時間主義がとられたが、一九五〇年センサスでは副次的に世帯単位の収入主義が加味されるに至つた。すなわち、経営主及びその家族員が農場外の源泉から受取つた収入と農場生産物の総販売収入との関係において、前者が後者より大なることがその条件に加えられたのである。

しかるに、従来のが国の農業統計における農家の本業・副業の区分、つまり兼業の第一種・第二種の区分の基準についてみれば、そこには次のごとき欠陥が指摘されうらと思う。

(一) まず兼業の主副決定の原則において、収入主義か時間主義かのいずれとも方向が確定されず、たえず動搖的であつて、ほとんど一貫性を欠いている点である。すなわち、その出発点となつた昭和一五年の農業基本調査要綱の

上では表面的には収入主義が標榜されているが、それが最初に実施された一六年夏期調査では、不可解にも収入主義と時間主義（投下労働量）との併用として現われ、これが戦後の農家人口調査（昭和二一・四・二八）まで踏襲されたのである。次の臨時農業センサス（昭和二二・八・一）では突如として時間主義に転換し、一九五〇年農業センサスではいよいよ時間主義が公式に確認されたかみえたが、さらに再転して、最近の一九五五年農業センサス（臨時農業基本調査）ではいずれの基準をも放棄して、調査農家の主観的判断に委すこととなつているのである。

〔註〕各センサスにおける農業・兼業間の主副区分の基準の変転は、次のごとくである。

(1) 全国農家一斉調査——「農業の主従を如何なる標準に依つて判断するかは概念的にはかなり難しいことであるが、実際に當つては、多くの場合某家は農業が主であるか他の業が主であるかは、大体村民の見る所に一致し、その判定に迷うことはあるまいと思ふ。併し多くの農家の中にはその判定の困難なものも相当あろうかと思ふが、その場合は当該農家世帯の牛計が常時主として依存して居る方の業を主とし、然らざる業を従とする。」

(2) 農林水産業基本調査要綱——「純収入が常時主として、農業に依存するや又は主として他の業に依存するやに依つて區別すること。」

(3) 昭和一六年夏期調査——「兼業農業者の場合、農業と他の業の主従が明瞭でない場合には純収入によつてきめるか或いはその注ぎこむ労働のいずれの業に多いかによつてきめてよい。」

(4) 農家人口調査——「純収入の多い方を主とするか又はその世帯として注ぎこむ労働の何れの業に多いかによつて決める。」

(5) 臨時農業センサス——「兼業の程度を見る場合、農業を主とするか従とするかの主従を決定する場合の基準は、その農家として投下して、いる労働量の多寡により、もしそれが等しい場合には純収入の多寡による。」

(6) 世界農業センサス——「兼業の場合、農業が主か農業以外の業が主かの区別は、農家全体としてみても自家の農業経営に注ぎこむ労働量が多いか、その他のものに注ぎ込む労働量が多いかによつて決めるのであつて収入の多い、少いによつて決めるのではない。しかしどちらとも判定し難い場合には収入の多い、少いによつて決めるのである。」

(7) 臨時農業基本調査——手引の中にも、調査票の質問「あなたの家の農業以外の仕事をして働いている人がいますか、あなた

の家として農業が主ですか、従ですか」ときいて主か従かに○印をつけるとあるのみで、何の基準も示していない。

(二) このように、基準の上での混乱・変転を示しつつも、実際の調査では、漸次「注ぎこむ労働量」つまり時間主義が強く支配するに至つたのであるが、前述のごとき世帯単位に時間主義適用の不適格性に加うるに、規定のなかに時間主義そのものの貫徹しえざる矛盾を包含していたことである。

それは、世界農業センサス以前は、前記の基本調査要綱に規定した兼業の種類のうち、ほんらい時間主義の適用しえざる「小作料その他財産収入(利子・配当・家賃等の収入)」なる項目が自営兼業の一種として含まれおり、この兼業類が当初の収入主義と時間主義の併用当時から明らかに時間主義をとることになつた臨時農業センサスに至るまで、踏襲されていたのである。これは、明らかな規定上の矛盾である。

また世界農業センサス(抽出調査)では、時間主義を明確化するとともに、この不労所得的項目が兼業種類から除かれたため、一応この矛盾は解消して時間主義が貫徹されたごとくであるが、實質的には臨時的な雇用兼業の限界設定に、前述のごとく、収入主義を採用していることは、新たな矛盾を含むものといわねばならない。最近の臨時農業基本調査では、この矛盾を積極的に解決することよりも、基準そのものを一切放棄してしまつたのである。

(三) ところで、いま挙げた「小作料その他の財産収入」なる項目は、たとえ収入主義の基準をとるとしても、本質的に兼業として認めたいものである。これは、前述のごとく、昭和一五年の改正の際に、積極的に兼業形態——自営兼業の一種——として設定されたものであるが、一見農家のレントナー的性格を抽出するものとして有意義のごとくにして、かかる不労所得的収入ないしはその財産所有を兼業とみることに自休のうちに、兼業概念の蔽うべからざる混乱があるのである。

〔註〕基本調査要綱では「農家又は準農家が農業以外の産業を営むとは、林業・水産業・工業・鉱業・交通業などを自ら経営するもの外、小作料その他財産収入に依存して生計を営む場合も含む」とし、一六年夏期調査の説明では、「農家が土地その他の財産を所有し、その財産上の収入も相当ある場合には、その財産を一つの産業とみて、兼業農家とする」とある。すなわち、「財産所有に依存して生計を営む」ことは一種の「産業を営む」ことであり、またその財産所有自体を一種の産業とみる見解のようである。これはまさに牽強附会の論理でしかない。なお、前駆的な全国農家一斉調査でも、取扱としてこの種の兼業を認めていたごとくであり、これに関し質疑応答の中で、奇妙な解答を行つてゐる。(前掲資料三五、四三頁参照)

学界でも、四宮教授は、兼業農家の類型として(一)他産業兼業農家、(二)賃労働兼業農家の二種類のほかに第三の類型として(三)レントナー兼業農家を認め、それについて次の如く述べておられる。——「かような財産としては主として土地財産であり、従つて財産収入の多くの場合小作料収入であり、結局具体的には自作兼地主或いは地主兼自作農家とその代表的なものといふことができる。だから、この種の兼業の場合には、兼業自体による過剰労働力の消化(収益化の代りに、兼業から生ずる収入に専ら過剰労働力支持の期待がかけられるという意味で、わたくしはとくに(一)から区別して考えたい。)(前掲書三二—三三頁)しかし、(三)がなぜ兼業類型として成立しうるかは説明されていない。

元來農家の兼業は、前述のごとく、職業分類的な兼業、すなわちそれ自身職業概念にもとづくものとすれば、それは「収入を伴う仕事」でなければならぬから、単に収入のあることだけからは職業概念及びその就業部門としての産業概念と結びつきえないのである。レントナーとくに地主的身分は、社会的には重要な階級であつても、有業者ではありえないことはあまりにも明らかである。かくて、昭和一五年の農林統計の改正は、地主にも有業者たるの資格を与へたことになり、この面からも兼業の領域を拡大する方向に作用したのである。

昭和一六年の夏期調査結果では、このレントナー兼業農家の数は一五六千戸、一八年調査では一五四千戸と略同数(全農家の約三%)を示したが、戦後の臨時農業センサスでは五八千戸(全農家の時一%)に減少した。

〔附註〕なお、昭和一五年の改正で、地主的性格を農家の専業別区分に導入すると同時に、前述の自小作別区分においても、新

たに「貸付地一町歩以上の土地所有者にして農業を営むもの」なる範疇を導入しているが、これも統計上は全く錯乱的な作用をもつ。何となれば、それは必ずしも全部自作とは限らず、自小作及び小作の場合もありうるから、本来の自作・小作別の範疇区分と矛盾するからである。したがつて、敢てこれを加えようとすれば、自作・小作の区分とは別に貸付面積別の区分をとり入れるか、或は自作のみは限定して、その区分を設けるかである。つまり、いずれの場合にも、異つたデイメンジョンの範疇を同時にとりこもうとしたところに無理があるのである。

もつとも、一九五〇年農業センサスからは、世帯員につき「財産収入でくらしている人」(一九五〇年農業センサス抽出調査)または「恩給・年金・扶助料・財産収入(配当・利子・家賃・地代収入)などある人」(一九五五年臨時農業基本調査)を調べているが、これを兼業とみないと規定されている。すなわち、前述の出稼の場合と同様、その事実の重要性と概念規定との混乱は避けられることになつた。

(四) なお、農業と兼業との主副の判定のほか、兼業の種類を決定するためには、兼業間の主副を判定する要があるが、この場合の判定基準については、前記の基本調査要綱にも「農家の兼業が二種以上あるときは、其の中の主な一を採ること」と抽象的に規定し、爾来ほとんど具体的な基準が示されていない。兼業の調査で最も手数のかかる兼業種類の分類に、肝心の主副判定の基準を欠いていることは大きな手ぬかりといわねばならない。もつとも、それは無意識に、前者の農業と兼業との主副判定の基準が準用されるべきものとしていふごとくであるが、この場合の主副の判定にはむしろより厳密な基準を必要とするのである。

[註] 一九五〇年農業センサスの抽出調査では、はじめて「兼業について二つ以上に従事する人があるときは主なものにとります。主なるというのは一年を通じて主に従事する(主に労働をそそぎこむ)力をとるということです。従事する労働量が同じであるときは、その仕事から得る収入の多い方をとります」(一九五〇年世界農業センサス抽出調査の手引)として、農業と兼業間の主副の判定基準と同様の時間主従をとることを明記している。その後の農業動態調査及び一九五五年センサスでは、再び判

定基準についてなんら明記されていない。

この兼業間の主副決定において、前述の「小作料その他の財産収入」を兼業の種類に含めることの矛盾は、その主副判定の基準に時間主義を採用することによつていつそう歴然となるが、さらに最近この項目が除かれたあとでも、前述のごとく臨時的な兼業種類に収入主義の限界を設けることにより、これとその個々の種類間の主副決定における時間主義との新しい矛盾を生ずることになつた。

そもそも、世帯単位をとつて、その兼業の種類を決定することの無意義なことは、さきに指摘したところであるが、敢てこの区分をしようとしても、右のごとき矛盾に逢着せざるをえないのである。

〔註〕最近の一九五五年農業センサスの準備調査として行われた「農家の兼業に関する調査」では、この農家としての兼業種類の判定に、次のごとき特別の考慮が加えられている。すなわち――

一、世帯員の一人だけが兼業に従事している場合はその人の兼業種類による。

二、自営兼業（産業を自営しているとは云い得ない程度のもを除く）を営んでいる場合はそれによる。

三、以上の外、世帯員の二人以上が兼業に従事している場合

(1) 主たる働手（主たる稼ぎ手）が従事している兼業の種類による。世帯主または後つぎ（長男）が従事していれば、その兼業の種類による。但し、それ等が二〇日以上従事している場合に限る。

(2) 上記以外の場合は投下労働量の最も多い兼業の種類による。投下労働量が同じ場合は収入の大小による。

これは経営単位及び経営主単位の概念を導入した新しい構想といえるが、世帯単位の建前を撤廃しないかぎり、矛盾は依然として残る。

(五) 最後に調査技術上の問題として、わが国の農業面に適用された前記の収入主義は、総収入主義でなく純収入主義であつた点である。これは、収入主義を原則とする一般の産業分類においても、理論的には純収入（純益）が望ま

しいとしても、調査技術上の困難からどの国でも総収入主義がとられており（八四頁註）の森氏の論述参照）、わが国の場合でもそうであるが、農業面には、この調査技術的に困難とされる純収入主義の方が選ばれていたのである。これは惟ちに、農家の専兼業区分では、自家の農業や自営兼業のごとく収入の反面に経費の伴うものと賃労働兼業のごとく収入がそのまま所得となるものとの同時存在を考慮しての措置とも考えられるが、現実には純収入計算を経済計算の思考のもつともおくれた農民に求めることに無理があり、とくに農家の自給部分をも総合しての純収入計算はいつそう困難であるといわねばならない。したがつて、農業面への収入主義の適用も、総収入主義によるが妥当であり、その場合自給部分を除いた現金収入（販売価額）のみに限定することが実際的である。またそのことによつて、農業内部の産業分類の際の販売価額基準とも有機的な一貫性を保つことにもなるのである。

〔註〕昭和十五年の改正による収入主義の設定当初に、すでにその考え方に動搖があつたことが、次のことから想像される。すなわち、基本調査要綱には、純収入を基準とすることを規定しているにもかかわらず、この改正の当事者であつた近藤康男博士によると、現金収入（販売高）によるべきものとし、次のごとく説明されている。——「農業収入には費用を伴うし又自給食糧に充てる部分が常にあるが故に作物の販売一〇〇円と労賃の一〇〇円とは大いに意義を異にするけれども、ここでは現金収入という点に標準を置いて計算して農家の属する種類を決定することになる。」（『農林統計改正要旨』昭和十六年 八二頁）

ところで、最初の基本調査（昭和一六年夏期調査）では、要綱通り「純収入」によるとし、その純収入をはつきり「総収入（現物収入も見積りたるもの）から総経費（小作料・固定資産償却費・原料代・支払労賃）を差引いた残り」と規定しているが、その後、臨時農業センサスで副次的基準とされた時の純収入にはならぬ算定の規定もなく、一九五〇年センサスの場合は単に「収入」とのみあつて、純収入か総収入か、そのいずれとも明記されていない。

以上において、農業兼業の概念内容を、それを規制する諸要因に分解して検討してきたが、とくに実践的な統計的規定としてみた場合、いまだ体系的なものとして確立されていないのみか、むしろ部分的に歪められ、ほとんど支離滅裂の状態にあるといつても過言ではない。それによつて把握された兼業農家とは何を意味するかは、恐らく誰しも確言するをえないであろう。もつとも、兼業農家といつても必ずしも同質的でなく、種々雑多な性格を包攝するから、それを整理していわば兼業農家の性格的分類をなそうとする主張や提案も行われているが、兼業そのものの概念領域が然らざるものと区別される必然性をもたないかぎり、兼業農家の中の枠の内では加工を施しても、ほとんどナンセンスといわざるをえない。

また一般の農家兼業に関する論考・報告類をみても、ここでは一々論及しなかつたが、概して問題とする兼業そのものの概念規定がいまいであり、何をもつて兼業化となすかの方法論的基礎に乏しいものが多い。典型的な兼業農家のみに着目し、それだけを分析することは容易であり、またそれは有意義であつても、それだけでは、わが国農業全体における兼業の構造的分析には堪ええないのである。

ここでは、主として統計的概念規定を中心として論じてきたから、そのかぎりで統計的な兼業把握の私案——それもいまだ確信的な提案にまで至らないが——を示すならば、概略次のごとくである。

一 農家の専業区分として、世帯主——経済的な意味の世帯の代表者——と然らざる世帯員に分けて、前者の兼業の有無により第一次区分を行い、必要とあらば後者の兼業の有無によつて第二次区分を行うこと。

この兼業の判定基準には、いわゆる時間主義を採用し、自家の農業外の収入ある仕事に従事する年間日数に妥

当な限界を設けること。

その組合せとして、大体下の八つの区分が考えられるが、これを、次のごとく、重点的に簡略化することもできる。

(1)世帯主のみの専業区分(第一次区分)のみとし、世帯員の専業区分(第二次区分)を省略する。(すなわちAとB及びCとDをそれぞれ合して区分しない。)

(2)世帯主の専業のもののみについて、世帯員による第二次区分を行い、世帯主の兼業のものについては第二次区分を省略する。(すなわち、AとBの区分はするが、CとDの区分はしない。)

(3)次に述べる本業的なもの(第一種兼業世帯)には第一次及び第二次の区分を行い、副業的なもの(第二種兼業世帯)については第一次区分だけに止める。(すなわち、 A_1 、 B_1 、 C_1 、 D_1 の区分を行い、 A_2 と B_2 及び C_2 と D_2 の区分はしない。)

もし従来のごとき世帯単位の専業区分をとるとすれば、当然その判定基準に収入主義による最低限界を設けるべきであるが、その最低限界は、他産業の勤務者世帯の実態等との関連を考慮して、少くとも世帯収入の一割程度にまで高めるのが適当であらう。

二 農家の本業・副業的区分として、その世帯単位の収入主義(総収入主義)を採用し、農業収入(販売収入)と兼業収入の相対的比率による主副(第一種・第二種)の判定を行うこと。

とくに専業区分よりも本業(主業)・副業的区分に重点をおこうとすれば、世帯単位の収入主義のみでなく、副次的に経営主単位の時間主義による副業的限界を設けると等が考慮されるべきであらう。

専業区分 不副業区分	世帯主が兼業をもたない農家 [世帯主専業農家]		世帯主が兼業をもつ農家 [世帯主兼業農家]	
	世帯員も兼業をもたない	世帯員は兼業をもつ	世帯員は兼業をもたない	世帯員も兼業をもつ
本業的 [第1種] (農業収入 > 兼業収入)	A_1	B_1	C_1	D_1
副業的 [第2種] (農業収入 < 兼業収入)	A_2	B_2	C_2	D_2

三 以上の二つの区分を適当に組合せること。

四 農家兼業の種類決定については、原則として世帯主単位の職業について時間主義によつて判定すること。

もし、従来通り世帯単位の判定を行うとすれば、兼業の種類を整理して、産業分類的な区分よりもむしろ職業分類的な性格を浮彫的に示すような重点的な分類方法をとるべきである。

五 この専兼業的区分を、農家の他の分類——とりわけ経済的な階層区分——との間に有機的な関連をもつように考慮すること。

なお、わが国農業における兼業の形成が、その家族構成と関連するところが大であることから、調査において家族構成の種類区分を行い、これと専兼業区分との組合せがとられれば、兼業統計はいつそう有用となるであろう。

六 専兼業区分と農業センサス等の調査項目との関連把握については、充分考慮を払うこと。

右の大綱的な構想を、さらに実践的な規定とするためには、わが国農家の兼業についての綿密な実証的分析を必要とするが、当面そこまで立入る用意はない。ただ、この課題と重要な関連のある農家の階層区分に関する考究は、別の機会に果したいと思う。(一九五五・五・一〇)

〔追記〕 わが国農家の兼業化の問題については、当所の渡辺兵力研究員の「農家の兼業化」(『本誌』八の三)及び「農家兼業の機能」(『本誌』九の一)が発表されており、またアメリカの part-time farms に関しては、高橋伊一郎研究員の「アメリカ合衆国の兼業農場」(『本誌』八の二)にその紹介がされている。本稿は、これらに負うところ多く、また並木正吉研究員から種々の教示を得た。

(研究員)